



## 一、相关新法令、新政策

### ● 关于加强 2011 年工业质量工作的通知

【发布单位】工业和信息化部

【发布文号】工信部科〔2011〕114 号

【发布日期】2011-03-28

【内容提要】该通知要求：

- 工业和信息化部会同工商、质检部门，组织实施《关于规范工业企业产品自我声明的实施意见》，在建材、家电及民爆等行业开展规范企业自我声明试点，从规范产品说明书和标志标识等入手，打击虚假不实宣传；
- 开展家用电器、服装家纺自主品牌培育和品牌企业评价工作；等等。

【法令全文】请点击以下网址查看：

[http://www.gov.cn/zwqk/2011-05/05/content\\_1858297.htm](http://www.gov.cn/zwqk/2011-05/05/content_1858297.htm)

### ● 中国人民银行现行有效的规章目录

【发布单位】中国人民银行

【发布文号】中国人民银行公告〔2011〕第 9 号

【发布日期】2011-05-04

【内容提要】中国人民银行对中国人民银行和国家外汇管理局 2010 年 12 月 01 日前发布的规章进行了全面清理，并发布该目录。

【法令全文】请点击以下网址查看：

[http://www.pbc.gov.cn/publish/tiaofasi/584/2011/20110505173652673157086/20110505173652673157086\\_.html](http://www.pbc.gov.cn/publish/tiaofasi/584/2011/20110505173652673157086/20110505173652673157086_.html)

### ● 淘汰落后产能中央财政奖励资金管理办法

【发布单位】财政部、工业和信息化部、国家能源局

【发布文号】财建〔2011〕180 号

【发布日期】2011-04-20

【实施日期】2011-04-20

【内容提要】根据该办法，对经济欠发达地区淘汰落后产能工作给予奖励。适用行业包括：电力、炼铁、炼钢、焦炭、电石、铁合金、电解铝、水泥、平板玻璃、造纸、酒精、味精、柠檬酸、铜冶炼、铅冶炼、锌冶炼、制革、印染、化纤以及涉及重金属污染的行业。

【备注】关于“经济欠发达地区”，尚无明确的定义和范围，通常理解，是指人均国民生产总值、

## 一、関連する新法令、新政策

### ● 2011 年工業品質作業を強化することについての通知

【発布機関】工業及び情報化部

【発布番号】工信部科〔2011〕114 号

【発布日】2011-03-28

【概要】本通知では以下の通り求めている。

- 工業及び情報化部は、工商、品質検査部門と共同で、「工業企業製品の自己表明を規範化することについての実施意見」を実施し、建材、家電及び民間用爆破等の業種において企業の自己表明を規範化する試行を実施し、製品の説明書及びマーク標識等の規範化から着手し、虚偽や事実と適合しない宣伝を取締る。
- 家庭用電器、アパレル、ホームテキスタイル自主ブランドの育成及びブランド企業の評価作業を実施する。その他。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

[http://www.gov.cn/zwqk/2011-05/05/content\\_1858297.htm](http://www.gov.cn/zwqk/2011-05/05/content_1858297.htm)

### ● 中国人民銀行の現行有効の規則目録

【発布機関】中国人民銀行

【発布番号】中国人民銀行公告〔2011〕第 9 号

【発布日】2011-05-04

【概要】中国人民銀行は、中国人民銀行及び国家外貨管理局が 2010 年 12 月 1 日までに公布した規則について全面的に見直し、且つ同目録を公表した。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

[http://www.pbc.gov.cn/publish/tiaofasi/584/2011/20110505173652673157086/20110505173652673157086\\_.html](http://www.pbc.gov.cn/publish/tiaofasi/584/2011/20110505173652673157086/20110505173652673157086_.html)

### ● 立遅れた生産能力を淘汰する中央財政奨励資金管理弁法

【発布機関】財政部、工業及び情報化部、国家エネルギー局

【発布番号】財建〔2011〕180 号

【発布日】2011-04-20

【施行日】2011-04-20

【概要】本弁法によると、経済が十分に発展していない地域での立遅れた生産能力の淘汰作業にインセンティブを与える。適用対象となる業種は、電力、製鉄、製鋼、コークス、カーバイド、鉄合金、電解アルミ、セメント、フラットガラス、製紙、アルコール、化学調味料、クエン酸、銅製錬、鉛製錬、亜鉛製錬、製革、捺染、化繊及び重金属汚染の生じる業種が含まれる。

人均财政收入、农民人均纯收入三项主要经济指标低于全国发展平均水平的地区。

【法令全文】请点击以下网址查看：  
[http://www.gov.cn/zwqk/2011-05/06/content\\_1858619.htm](http://www.gov.cn/zwqk/2011-05/06/content_1858619.htm)

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、相关新信息

- [《关于外商投资举办投资性公司的规定（修订稿）》征求意见](#)

近期，商务部就《关于外商投资举办投资性公司的规定（修订稿）》在征求意见（未公开发布），此次修订的主要内容包括：

投资性公司可以是股份有限公司	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 投资性公司可以是以独资或中外合资形式设立的股份有限公司（原规定仅为“有限责任公司”）。</li> <li>▪ 设立和变更为投资性股份有限公司应符合《公司法》和《关于设立外商投资股份有限公司若干问题的暂行规定》（外经贸部 1995 年第 1 号令）相关规定。</li> </ul>
投资者可以用境内公司股权出资设立投资性公司	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 投资者可以用货币出资，也可以用境内公司股权出资。</li> <li>▪ 投资者的货币出资金额不得低于其对投资性公司注册资本出资的 30%，全体投资者的货币出资金额不得低于 3000 万美元。</li> </ul>
投资性公司可以依法进行生产	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 投资性公司可以在国家允许外商投资的领域依法进行生产。</li> <li>▪ 从事生产活动的投资性公司，其投资总额与注册资本的比例参照《<a href="#">国家工商行政管理局关于中外合资经营企业注册资本与投资总额比例的暂行规定</a>》（工商企字[1987]第 38 号）。</li> </ul>
修改设立投资性公	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 3 亿美元以下的，由省级商务部门审查批准。</li> </ul>

【備考】「経済が十分に発展していない地域」について、まだ明確な定義と範囲はないが、通常、一人当たりの国民総生産総値、一人当たりの財政収入、農民一人当たりの純収入の 3 項目の主要経済指数が全国の開発平均水準を下回る地域をいう。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
[http://www.gov.cn/zwqk/2011-05/06/content\\_1858619.htm](http://www.gov.cn/zwqk/2011-05/06/content_1858619.htm)

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、関連する新着情報

- [「外国投資者が投資性会社を設立し運営することについての規定（改正案）」が意見を募集する](#)

先頃、商务部は「外国投資者が投資性会社を設立し運営することについての規定（改正案）」について意見を募集しており（公表はされていない）、この度改正される主な内容には以下のものが含まれる。

投資性会社は株式会社であってもよい	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 投資性会社は、独资又は中外合併の形式にて設立した株式会社であつてよい（従来は「有限责任公司」だけと限定されていた）。</li> <li>▪ 投資性株式会社を設立し、又はそのように変更する場合は、「会社法」及び「外商投資株式会社設立の若干事項についての暫定規定」（外経貿部 1995 年第 1 号令）の関係規定に適合していなければならない。</li> </ul>
投資者は国内の会社を持つて出資し投資性会社を設立することができる	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 投資者は、貨幣で出資することも、国内の会社の持分をもって出資することもできる。</li> <li>▪ 投資者の貨幣による出資金額は、自己の投資性会社に対しての登録資本の出資の 30% を下回ってはならず、投資者全体の貨幣による出資金額は 3000 万米ドルを下回ってはならない。</li> </ul>
投資性会社は法に依拠して製造に従事することができる	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 投資性会社は、国が外商投資を認める分野において法に依拠して製造を行うことができる。</li> <li>▪ 製造活動を行う投資性会社は、その投資総額と登録資本の比率は「<a href="#">中外合弁経営企業登録資本と投資総額の比率に関する国家工商行政管理局による暫定規定</a>」（工商企字[1987]第 38 号）を準用する。</li> </ul>
投資性会社の設立の	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 3 億米ドル以下の場合、省級商務部門が審査し許可する。</li> </ul>

<b>司的审批 权限</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>3 亿美元以上的，由省级商务部门审查批准后，报商务部审查批准。</li> </ul>
--------------------	---

(里兆律师事务所 2011 年 05 月 06 日整理编写)

<b>審査許可 権限を改め る</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>3 億米ドル以上の場合、省級商務部門が審査許可し、商務部に許可の審査を申請する。</li> </ul>
-----------------------------	--

(里兆法律事務所が 2011 年 5 月 6 日付で作成)

- [《涉及外商投资企业股权出资的管理办法》、《展会知识产权保护办法》公开征求意见](#)

日前，商务部公布[《涉及外商投资企业股权出资的管理办法（征求意见稿）》](#)，并公开征求意见（截止日期为 2011 年 05 月 20 日）。该征求意见稿拟定：在股权出资后，股权企业和被投资企业及其直接或间接持股企业的经营范围应符合《指导外商投资方向规定》、《外商投资产业指导目录》以及其他外商投资相关规定；不符合有关规定的，应在申报股权出资之前剥离相关资产或股权。

此外，商务部还公布了[《展会知识产权保护办法（修订征求意见稿）》](#)，并公开征求意见（截止日期为 2011 年 05 月 23 日）。

(摘自商务部网站；2011 年 05 月 06 日发布)

- [「外商投資企業持分出資に関する管理弁法」、  
「展示会知的財産権保護弁法」がパブリックコメントを募集する](#)

先頃、商務部は「[外商投資企業持分出資に関する管理弁法\(意見募集案\)](#)」を公表し、且つパブリックコメントを募集した(募集締切日は 2011 年 5 月 20 日)。本意見募集案の規定によると、持分出資後に、持分保有企業と出資先企業及びその直接又は間接的に持分を保有する企業の経営範囲は、「外商投資方向指導規定」、「外商投資産業指導目録」及びその他外商投資に關係する規定に適合しなければならず、關係規定に適合しない場合は、持分出資を申告する前に關係する資産又は持分を剥離しなければならない。

そのほか、商務部は「[展示会知的財産権保護弁法\(改正意見募集案\)](#)」を公表し且つパブリックコメントを募集している(募集締切日は 2011 年 5 月 23 日)。

(2011 年 5 月 6 日付の商務部ウェブサイトより抜粋)

- [国务院原则通过《职业病防治法修正案（草案）》](#)

日前，国务院常务会议原则通过《职业病防治法修正案（草案）》。草案从保护劳动者权益出发，完善了职业病诊断制度。会议决定，草案经进一步修改后由国务院提请全国人大常委会审议。

(摘自中国人大网；2011 年 05 月 05 日发布)

- [国务院が「職業病予防法改正案\(草案\)」を原則可決した](#)

先頃、國務院常務會議は、「職業病予防法改正案(草案)」を原則可決した。草案は、労働者の權益を守るという視点から、職業病診断制度を整備した。會議では、草案は更に修正した後國務院より全国人民代表大会常務委員會に審議を仰ぐことを決定した。

(2011 年 5 月 5 日付の中国人大網ウェブサイトより抜粋)

- [《北京市工伤保险若干规定》公开征求意见](#)

日前，北京市公布[《北京市工伤保险若干规定（送审稿）》](#)，并公开征求意见（截止日期为 2011 年 05 月 19 日）。

(摘自北京市人民政府法制办公室网站；2011 年 05 月发布)

- [「北京市劳災保險若干規定」がパブリックコメントを募集する](#)

先頃、北京市は「[北京市劳災保險若干規定\(審査要請案\)](#)」を公表し、且つパブリックコメントを募集している(募集締切日は 2011 年 5 月 19 日)。

(2011 年 5 月の北京市人民政府法制弁公室ウェブサイトより抜粋)

- [中国外資并购安全审查制度简析（连载之二/共二篇）](#)

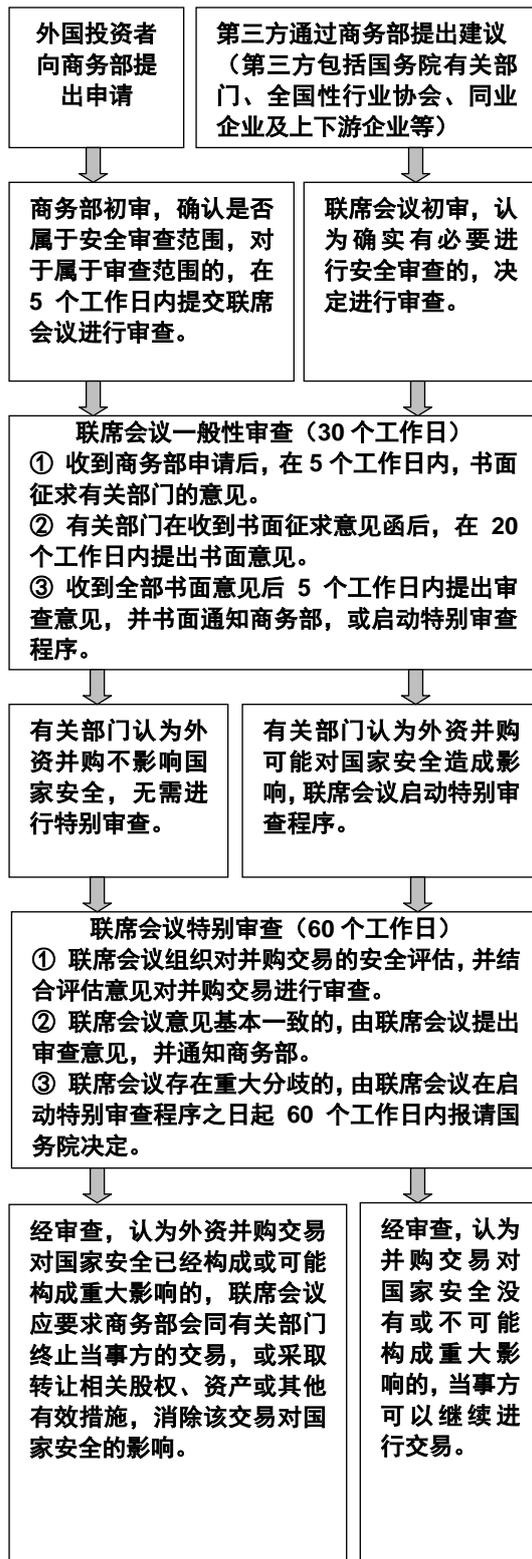
在第 247 期[《里兆法律资讯》](#)中，我们对外资并购的范围、外資并购安全審查的范围和安全審查的内容进行了介绍和分析，以下我们将对外資并购安全審查的工作机制及審查程序进行简要介绍。

- [中国における外資による買収合併の安全審査制度を簡潔に分析する（連載二回目/計二回）](#)

第 247 期「[里兆法律情報](#)」において、外資による買収合併の範囲、外資による買収合併安全審査の範囲及び安全審査の内容について紹介と分析を行ったが、以下、外資による買収合併の安全審査の作業メカニズム及び審査手順について簡潔に紹介する。

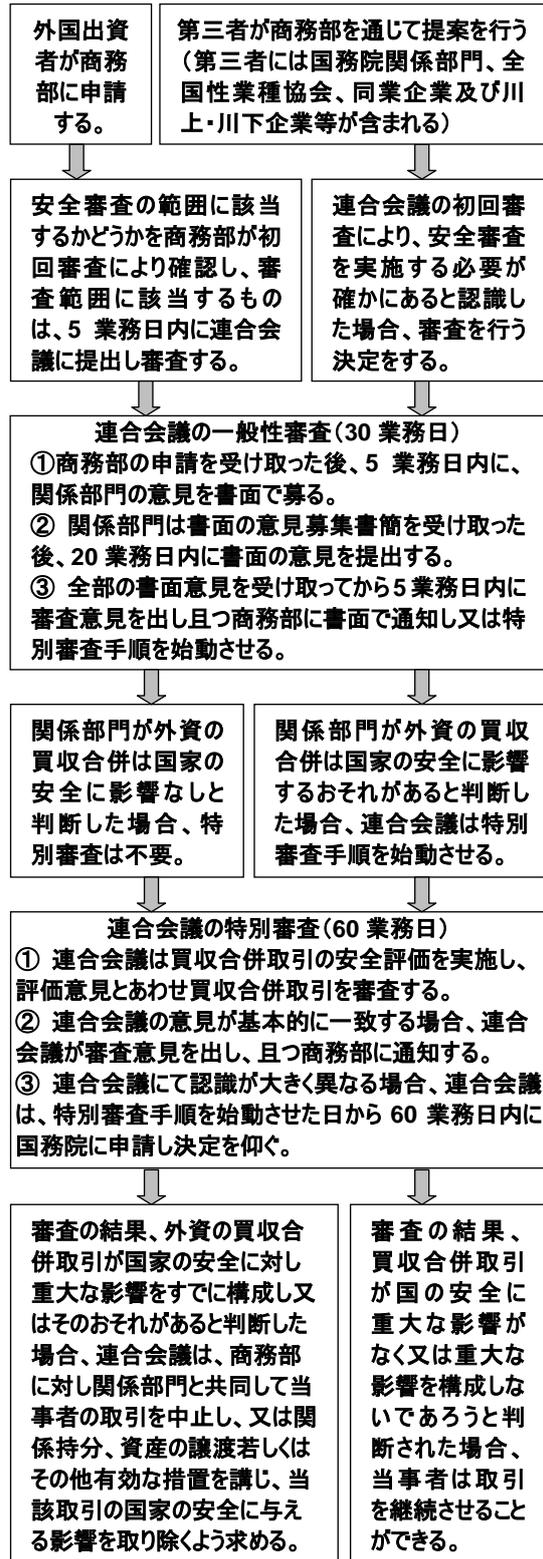
## 外资并购安全审查的工作机制及审查程序

国务院建立外国投资者并购境内企业安全审查部际联席会议（以下简称“联席会议”）制度，具体承担并购安全审查的相关工作。联席会议由国家发展改革委、商务部牵头，根据外资并购所涉及的行业和领域，会同相关部门开展并购安全审查。外资并购安全审查的大致程序如下图所示。



## 外資による買収合併の安全審査の作業メカニズム及び審査手順

國務院は、外国出資者による国内企業の買収合併の安全審査部門間連合会議（以下「連合会議」という）制度を構築し、買収合併安全審査の関係作業を具体的に担う。連合会議は、国家發展改革委員会、商務部が率先し、外資買収合併の及び業種及び分野に基づき、関係部門と共同して買収合併の安全審査を実施する。外資による買収合併の安全審査のおおよその手順は下表に示す通りである。



## 【律师备注】

在上述各个审查阶段中，若有关部门认为相关并购交易不属于安全审查范围、或不会影响国家安全的，则相关当事方可以继续正常交易。

## 简要总结

《国务院办公厅关于建立外国投资者并购境内企业安全审查制度的通知》(以下简称“《通知》”)、《商务部实施外国投资者并购境内企业安全审查制度有关事项的暂行规定》(以下简称“《暂行规定》”)的出台，一方面，有利于对关系到中国国防安全、国家安全的单位、企业提供有效的保护；但是，另一方面，也可能对外国投资者并购境内企业的交易活动造成一定的影响(不确定性及成本等)，这些影响主要包括：

1. 一个外资并购项目可能同时在商务部门进行三项审查，即常规的外资审批手续、反垄断审查以及安全审查<sup>1</sup>，这将进一步增加外资并购的不确定性及相关成本等；
2. 外资并购安全审查将可能大大延长某些外资并购项目的审批时间，根据《通知》、《暂行规定》的规定，对于不需要报请国务院决定的审查项目，商务部及联席会议最长需要 95 个工作日才能走完全部审查流程，对于需要报请国务院决定的审查项目，所需审查时间可能会更长；等等。

此外，我们注意到，《暂行规定》自 2011 年 03 月 05 日起施行后，有效期仅至 2011 年 08 月 31 日(不到半年)，我们理解，商务部门可能打算通过一段时间的探索、尝试等，对外资并购安全审查的程序、与其他审批手续、部门的协调等进行优化，因此，不排除后续出台新的规定、配套细则等的可能性，对此，我们将持续予以关注。

(里兆律师事务所 2011 年 04 月 29 日整理编写)

## 【筆者コメント】

上記のそれぞれの審査段階において、関係部門が買収合併取引は安全審査の範囲に該当しない、又は国家の安全に影響することはないと判断した場合、関係する当事者は正常な取引を続けることができる。

## 簡潔なまとめ

「外国出資者が国内企業を買収合併することの安全審査制度を構築することについての国务院弁公庁による通知」(以下「通知」という)、外国出資者による国内企業を買収合併の安全審査制度を実施することについての関係事項についての商务部による暫定規定」(以下「暫定規定」という)が公布されたことは、中国の国防の安全、国家の安全に関係する機関、企業に有効な保護を提供するにあたり有利ではあるが、外国出資者による国内企業買収合併の取引にはある程度の影響(不確実性及びコスト等)があるはずであり、これらの影響とは主に以下のものが含まれる。

1. 1 つの外資買収合併プロジェクトについて、商務部門にて、従来の外資審査許可手続、独占禁止審査及び安全審査<sup>1</sup>という 3 つの審査が同時に行われる可能性があり、このことは外資による買収合併プロジェクトの不確実性及び関係コストを一層高めることになる。
2. 外資買収合併の安全審査は、一部の外資買収合併プロジェクトの審査許可所要時間が大幅に引き延ばされることになると思われ、国务院に決定を仰ぐ必要のない審査プロジェクトについても、商务部及び連合会議では最長 95 業務日を経なければすべての審査の流れが完了せず、国务院に決定を仰がなければならない審査プロジェクトについては、審査所要時間はより長くなるはずである。その他。

また、「暫定規定」が 2011 年 3 月 5 日に施行された後、有効期間は 2011 年 8 月 31 日まで(半年未満)しかないが、筆者の理解では、商务部は一定期間の探求と試みを行った後、外資による買収合併の安全審査の手順、その他審査許可手続、部門との協調等を最適化するつもりであると思われるため、その後新たな規定、関連する細則等が公布される可能性も否定できず、この点については、引き続き関心を払いたい。

(里法律事務所が 2011 年 4 月 29 日付で作成)

<sup>1</sup> 值得注意的是，商务部门如何在一个项目中协调这三项审查，有待于后续的一步观察。

<sup>1</sup> 商务部が 1 つのプロジェクトにおいてこの 3 つの審査をどのように協調するのか、引き続き注目する必要がある。